

関西外国語大学のストライキ権行使に対する

不当な懲戒処分を許さない判決を求めます。

【一族支配によるパワハラ体質】

関西外国語大学では、創立以来、谷本一族による独善的な経営が行われ、毎年、巨額の黒字が蓄積される一方で、教育研究環境には深刻な歪みがもたらされています。

教育の根幹である担当授業やコマ数は、教員の専門分野になど何の理解も関心もない谷本義高学長の一存で決定されている実態にあります。毎年 12 月になると、教員は、自分が次年度に担当する授業を、メールボックスに配布された通知を見て初めて知ります。一方的に専門外の授業担当を命じられた教員が変更を願い出ようと思っても、個人では折衝もできません。元々は任意であった増担（臨時にノルマを超えて担当する授業）もいつの間にか強制されるようになり、その後、各教員の専門や適性さえ無視して次々に校務の分掌が追加されるなど、業務命令の名の下に一方的な労働条件の改悪が進み、その結果、心身両面で体調を崩す教員も増えています。

【ストライキに至った背景】

関西外国語大学 21 世紀教職員組合では、こうした劣悪な労働環境を改善すべく、長いあいだ辛抱強く団体交渉を重ねてきました。しかし、理事会は、理事長・学長の出席を拒否するばかりか、教育・研究の経験がある理事は敢えて団交メンバーから外し、実質的な決定権を与えられず、教員の現場のことなどわからない者ばかりを団交要員として時間だけを消化させる不誠実な態度を取り続けました。

組合としては、増担をはじめとする追加業務がなくとも、既に一週間あたりの労働時間が優に 40 時間を超えていることを丁寧に説明してきました。しかし理事会は、組合の訴えに耳を貸すどころか、「これまで業務命令に従って追加業務を行ってきたことは、追加業務を含む契約の成立を組合が自ら認めている証左である」「組合の主張は契約を無視するものだ」といったデタラメな論法を振りかざし、組合攻撃を強めてきます。組合はやむをえず、不当な業務命令に対しては争議権を行使して対抗することを決め、2011 年度から、一部の増担を拒否するストライキを軸に労働環境の正常化を目指す取り組みを始めました。

【争議権の行使は学長も認めていた】

この争議権の行使については、労働法が専門だという谷本義高学長自身がわざわざ教授会の席でその正当性を認める発言を行っています。ところが、2016 年秋、理事会は突如、「組合は、業務命令拒否の手段として争議権を違法な形で活用している」との詭弁を弄し、ストライキ参加者に対して、懲戒（けんせき）処分を強行しました。その後、処分は減給、出勤停止へと引き上げられ、懲戒解雇の恫喝が続いています。これは、正当な争議権の行使に対する暴挙であり、全く受け入れられるものではありません。

一日も早く正常な研究教育環境を取り戻すため、関西外国語大学 21 世紀教職員組合のストライキに対する理事会の懲戒処分強行を許さない判決を下されることを強く求めます。

2019年 月 日

住 所 _____

団体名 _____

代表者 _____